

Ⅲ 県有資産の有効活用と適正な管理

1 基本的な考え方

県有資産については、行政改革会議の報告を踏まえた、次の4つの基本的な考え方に基づき、さらなる有効活用や売却などに取り組む。

- | |
|--|
| <p>① 保有総量のコンパクト化
低利用施設の集約化など効率的な利用を推進するとともに、全ての施設の必要性を厳格に見直し、それに伴い未利用となった財産については積極的に売却を行う。</p> <p>② 県有資産の有効活用
民間事業者への土地の貸付け等、売却以外の手法を取り入れ、有効活用に取り組む。</p> <p>③ 公共施設等の長寿命化・活性化対策の推進
対症療法的な措置から予防保全的な措置に転換することにより、施設の長寿命化・活性化を図り、年度ごとの修繕費用の平準化等に取り組む。</p> <p>④ 財政健全化への寄与
公正かつ透明な手続による未利用財産の売却を推進するとともに、県全体で管理経費の削減と計画的な更新に努め、県債発行の抑制など財政健全化に寄与する。</p> |
|--|

2 平成28年度の主な実施内容

- | |
|---|
| <p><主なポイント></p> <p>1 「公共施設等総合管理方針」(平成27年度策定)に基づく公共施設等の長寿命化、効果的・効率的な維持管理、有効活用などの取組み</p> <p>2 平成27年度末までに策定予定の岸壁・防波堤等の港湾施設の計画に引き続き、平成28年度にダム(電気通信設備)、砂防設備の長寿命化計画を策定予定
(このほか、治山、林道は計画策定に着手予定)
※橋梁、都市公園、流域下水道の機械・電気設備、水門等河川管理施設、ダム(機械設備)基幹的農業水利施設、漁港は策定済み</p> <p>3 県有未利用地の売却及び有効活用による歳入の確保(新たな太陽光発電所の建設、自動販売機設置事業者の公募による貸付け、庁舎空きスペースの活用など)</p> |
|---|

(1) 「公共施設等総合管理方針」の策定

① 趣旨

全国の地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化することが予想されており、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

本県では、これまでも県有資産の適正な管理と有効活用、公共土木施設等の長寿命化について取組みを進めてきたところであるが、今般、公共施設等の老朽化、県財政の状況、人口の将来推計、公共施設等の将来更新費用の増大等、本県の公共施設等ととりまく様々な現状や課題等を踏まえ、今後10年間を対象期間として県の公共施設等を総合的に管理していくための基本的な方針として「公共施設等総合管理方針」を定めた。

今後は本方針に基づき、公共施設等を「新しく造ること」から「賢く使うこと」へ重点化を図り、人口減少や県民ニーズの多様化等、社会経済情勢が変化していく中において、公共施設等の最適な配置に取り組んでいく。

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方と施設類型毎の基本的な方針

財政負担の軽減・平準化、県民が必要とする行政サービスの維持・向上を図るため、次の「基本的な考え方」に則って公共施設等の適切な管理に取り組む。また、各公共施設の特性に応じた適切な維持管理、更新を図るため、「基本的な考え方」に基づく「施設類型毎の基本的な方針」を定める。

ア 基本的な考え方

○ 公共施設等の長寿命化と効果的・効率的な維持管理

公共施設等の特徴に応じた効果的・効率的な維持管理を推進する。

具体的には、予防保全型の管理によりライフサイクルコストの縮減効果が高い施設は、計画的な予防保全等による長寿命化を推進し、財政負担の平準化を図る。また、庁舎、学校等の建物の維持管理費等の各種情報の一元的な把握を進め、その低減手法を検討していくこととする。

○ 公共施設等の有効活用

公共施設等を有効活用することにより、歳入確保を図ることとする。

具体的には、県有未利用地については、一般競争入札による売却処分を基本としつつ、事業用定期借地権設定による土地の貸付けなど幅広い手法により、資産の有効活用を図る。また、庁舎等の空きスペースの民間等への貸付け、企業広告の拡大等をより一層図っていく。

○ 公共施設等の保有総量の適正化

現在や将来の県民ニーズに応じた施設の機能を維持しつつ、施設の特徴に応じて公共施設等の保有総量を適正化していく。また、将来人口等の社会経済情勢の変化による今後の利用見込み等を踏まえ、老朽化した既存施設や今後新設する公共施設等の必要性や規模を検討し、不要となった資産については積極的に売却等を行うこととする。

具体的には、県有未利用地等の売却等の一層の推進、国の財政措置（公共施設等最適化事業債等）やPPP(*)等の手法を活用した公共施設等の転用・集約・除却、国や市町村、民間等との役割分担による施設のあり方の検討等を行い、中長期的に公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置に取り組んでいく。

(*)PPP：Public Private Partnershipの略。官民パートナーシップのこと。

イ 施設類型毎の基本的な方針

施設の特性の違いや長寿命化計画の指針（予定も含む）の区分などにより、建物5類型、インフラ15類型、その他3類型に分類して、それぞれ今後の方針を定め、その方針に則って、具体的に取り組むこととする。

③ 推進体制

富山県行財政改革推進本部に設置され、各部局次長が委員となっている行政改革検討チームにおいて部局間の情報の共有や調整を行い、その取組状況のフォローアップや必要に応じて方針の改訂等を行っていくこととする。

(2) 公共施設等の長寿命化・活性化対策の推進

公共施設等総合管理方針に則って、個々の公共施設等についても戦略的な維持管理・更新等を推進していく。

① 公共土木施設

対症療法的な措置から予防保全的な措置に転換することにより、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減とともに、年度毎の修繕費用の平準化を図ることを目的に、長寿命化計画の策定に取り組んでおり、これまで橋梁（平成23年2月）や都市公園（平成25年9月）、流域下水道の機械・電気設備（平成26年9月）、水門等河川管理施設（平成27年2月）、ダム（機械設備）（平成27年8月）の計画を策定した。また、平成27年度末までには、岸壁・防波堤等の港湾施設の計画を策定し、橋梁の計画見直しを行う予定である。

さらに平成28年度にダム（電気通信設備）、砂防設備の計画を策定する。また、ダム（土木構造物）、海岸保全施設（土木部所管）の計画策定に着手し、平成30年度までに地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の計画を策定する予定である。

【参考：公共土木施設の長寿命化対策の効果試算（※策定済の計画から抜粋）】

○橋梁長寿命化修繕計画〔橋長15m以上の計画、H23.2策定〕

今後50年間の修繕費用 約864億円

→ 長寿命化対策後 約659億円、50年間で約205億円のコスト縮減効果

○都市公園長寿命化（更新・補修）計画〔H25.9策定〕

単年度当たりの更新費等 約13.6億円

→ 長寿命化対策後 約13.0億円、10年間で約6億円のコスト縮減効果

○小矢部川・神通川左岸流域下水道 機械・電気設備長寿命化計画〔H26.9策定〕

今後20年間の更新費等 約570億円

→ 長寿命化対策後 約450億円、20年間で約120億円のコスト縮減効果

○水門等河川管理施設長寿命化計画〔H27.2策定〕

今後40年間の更新費等 約46億円

→ 長寿命化対策後 約35億円、40年間で約11億円のコスト縮減効果

○ダム長寿命化計画（機械設備編）〔H27.8策定〕

今後50年間の更新費等 約297億円

→ 長寿命化対策後 約140億円、50年間で約157億円のコスト縮減効果

② 農林水産関係のインフラ施設

農林水産関係施設においては、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図るため、基幹的農業水利施設（平成18～21年度）及び県営漁港（平成23年3月）の機能保全計画を策定し長寿命化対策を実施している。

また、平成28年度には治山、林道、海岸保全施設（農林水産部所管）の計画策定に着手する。

【参考：農林水産関係施設の長寿命化対策の効果試算】

○農業水利施設機能保全計画〔H18～21策定〕

今後40年間の更新費用 約172億円
→ 長寿命化対策後 約69億円、40年間で約103億円のコスト縮減効果
※県が保有する頭首工14ヶ所分の試算

○漁港施設機能保全計画（県営5漁港）〔H23.3策定〕

今後50年間の更新費用 約80億円
→ 長寿命化対策後 約18億円、50年間で約62億円のコスト縮減効果

③ 文化施設

県内には、開館から長い年月を経て老朽化した文化施設が多く、耐震性が不十分な施設や防災の観点から早急な改修が必要な設備があることから、老朽化・活性化対策のため、県立文化施設耐震化・整備充実検討委員会の報告（平成26年1月）を踏まえ、以下のとおり取り組む。

ア 近代美術館

耐震性や消火設備等に課題があることから、同委員会の「新富山県立近代美術館（仮称）最終報告」を踏まえ、平成25年度に策定した県の基本計画に沿って富岩運河環水公園に移転新築するべく、「富山県美術館」(*)の平成29年春の一部開館、平成29年夏後半から秋頃の全面開館を目指し、整備を進めている。また、現建物については、今後、民間活力の活用も含めて、引き続き幅広く検討していく。

(*)名称案「富山県美術館」については、条例の改正を提案準備中

イ 県民会館

本県の顔として、また、本県の文化活動の中核拠点として、耐震化・機能充実のための改修を実施し、平成27年3月にリニューアルオープン。

ウ その他の県立文化施設

高岡文化ホール、新川文化ホールなどその他の県立文化施設については、必要な改修や修繕を計画的に進め、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を図っていく。

④ スポーツ施設等の整備・改修

本県のスポーツ施設については、2000年とやま国体の開催に向け整備が進んだこともあり、整備率は全国トップクラスだが、建設から30年以上経過し、老朽化が進んでいるものもあることから、これらの施設を整備改修し、有効に活用していくことが必要である。

このため、平成25年12月に設置したスポーツ施設を所管する部局等からなる庁内プロジェクトチームにおいて、指定管理者への現状調査や施設利用団体へのアンケート調査等を実施するなど、計画的な整備・改修について、検討を行っている。

平成27年度には、緊急度や利用者からの要望等を踏まえ、総合体育センターの移動式バスケットゴール及び得点表示板の更新などの国際ルールへの対応に必要な整備や、総合運動公園陸上競技場の記録計測システムの増設やクロスカントリーコースの舗装改修などの競技環境の充実を図った。

今後とも、元気とやまスポーツ振興会議におけるスポーツ施設の改修・充実に係る意見等を踏まえ、優先度の高いものから計画的に必要な改修・修繕を行うとともに、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致の可能性を探りながら施設器具等を更新するなど、スポーツ施設の機能の維持・充実に努めていく。

⑤ その他（改修予定の建物）

この他、平成27年度中に県立学校の耐震化は完了する予定。また、平成28年度の改修予定の建物については、県立学校の天井落下防止対策や議会棟の耐震改修工事を実施することとしている。

(3) 施設等の見直し

① 富山駐車場の見直し

平成27年9月末をもって廃止した旧富山駐車場については、有効活用策が決定するまでの当面の活用策として、解体のうえ隣接する県の新桜町駐車場と一体化し、平成28年4月から駐車場用地として民間事業者に貸し付ける。

今後とも、富山県行政改革推進会議の第一次提言を踏まえ、新幹線開業後のまちづくりへの活用などを見据えつつ、引き続きあり方を検討していく。

【参考 富山県行政改革推進会議 第一次提言（平成18年1月）】

（廃止を検討すべき施設）

- ・駐車場経営は、民間主導でサービス提供を行うことが適切な分野である。
- ・事業収支は黒字であり、廃止時期は需給動向を踏まえ決定する必要がある。

② 赤坂会館の見直し

赤坂会館については、平成25年度包括外部監査において、抜本的な施策を検討する必要があると指摘されており、周辺一帯の再開発計画の動向も踏まえながら、今後のあり方について、引き続き幅広く検討する。

③ 立山高原ホテルの見直し

公立学校共済組合「立山保養所（立山高原ホテル）」について、民間活力の活用も含めて、今後のあり方を検討する。

(4) 県有未利用地の売却推進

これまで、将来的に有効活用を図る見込みがないと判断した土地について、一般競争入札などによる売却を実施している。（平成11年度から平成27年度までの売却実績：95件、約78億円の売却収入）

簡素で効率的な行政をめざすとともに、自主財源の確保の観点から、経済情勢や地価動向も踏まえ、今後とも県有未利用地の売却推進に努めていく。

【参考 これまでの売却状況】

年 度	売却件数	売却金額
平成11年度～平成26年度	89	7,581,391千円
平成27年度（見込み）	6	203,714千円
合 計	95	7,785,105千円

(5) 県有資産の有効活用

県有未利用地については、一般競争入札による売却処分を基本としつつ、事業用定期借地権設定による土地の貸付けなど幅広い手法により、県有資産の有効活用を図る。

【参考 県有資産の有効活用（主な例）】

（単位：百万円）

	H23	H24	H25	H26	H27	合計	備考
メガソーラー設置貸付料			25	37	37	99	・富山市舟倉地区(H25.10～H45.9 貸付料累計約2.0億円) ・富山市高島地区(H25.7～H45.7 貸付料累計約1.0億円) ・射水市海竜町地区(H25.7～H45.6 貸付料累計約4.4億円) ・貸付期間はいずれも20年間で貸付料の合計は約7.4億円
太陽光発電売電収益(企業局)				29	29	58	・単年度当たりの平均事業損益を計上 ・H26.3～神通川浄水場太陽光発電運転開始 事業損益は20年間で約5.8億円(見込) ・H28.3～富山新港太陽光発電所運転開始 事業損益は20年間で約7.5億円(見込)
自動販売機設置業者の公募による収入	7	32	61	70	72	242	・H24年度～設置事業者の公募開始 (H23年度 モデル実施)
総合庁舎空きスペース貸付	1	1	1	2	2	7	・H21年度～砺波総合庁舎で貸付開始 ・H27年度～魚津総合庁舎で貸付開始
合計	8	33	87	138	140	406	

① 太陽光発電等

県有未利用地でメガソーラー事業の可能性のあるものや事業用定期借地権設定による貸付けの要望があるものなど、活用の見込みがあるものについて土地を貸し付ける。また、休止中の浄水場を活用した「神通川浄水場太陽光発電所」（平成26年3月運転開始）に加え、富山新港臨海工業用地の石炭灰処分場における埋立地（県有地）の一部を活用し、平成28年3月に「富山新港太陽光発電所」の運転を開始する。

【参考 メガソーラー事業者への貸付実績】

所在地	面積(m ²)	発電出力規模	年間貸付料	貸付期間(20年間)	運転開始
富山市舟倉地区	約204,000	6,000kW	10,200千円	H25.10.1～H45.9.30	H27.2
富山市高島地区	約33,850	1,600kW	5,243千円	H25.7.16～H45.7.15	H25.12
射水市海竜町地区	約52,000	2,999kW	21,840千円	H25.7.1～H45.6.30	H26.4
計3件	約289,850				

【参考 事業用定期借地権による貸付実績】

所在地	面積(m ²)	用途	貸付期間
射水市池多・黒河地内 JET 駐車場跡地の一部	約 63,000	コールセンター用地	H26. 5. 1～H56. 4. 30

【参考 神通川浄水場太陽光発電所の概要】

所在地	面積(m ²)	発電出力規模	運転開始	売電収入見込 (税抜)
富山市松木 神通川浄水場敷地内	約 29,000	1,750kW	H26. 3	・ 81,788 千円/年(H28) ・ 20 年間で 15.8 億円

【参考 富山新港太陽光発電所の概要】

所在地	面積(m ²)	発電出力規模	運転開始	売電収入見込 (税抜)
富山新港 臨海工業用地内	約 69,000	4,500kW	H28. 3	・ 155,188 千円/年(H28) ・ 20 年間で 29.6 億円

② 自動販売機設置事業者の公募

平成 23 年度に公募による貸付けをモデル実施のうえ、平成 24 年度から平成 27 年度において、公募対象を本庁舎 (9 台)、出先機関 (45 台)、県立学校 (68 台) 及び警察 (34 台) の自動販売機で実施しており、貸付料は年間約 71,051 千円となっている。

平成 28 年度には、さらに公募対象を拡大し、新たに 5 台 (県立学校 3 台、警察 2 台) において公募を実施し、さらなる収入の増加を図る。

なお、平成 27 年度から公立大学法人となった県立大学においても公募による貸付けを実施している。(12 台、約 2,572 千円)

【参考 自動販売機公募貸付実績 (平成 27 年度)】

台数	年間貸付料	備考
156	71,051 千円	知事部局 50、教委 72、警察 34

③ 庁舎空きスペースの活用

本庁舎の空きスペースの活用策として、平成 27 年度から新たに県庁正面玄関 2 階エレベーターホール南側壁面に民間広告枠を設け、公募により広告取扱事業者を募集、選定したところであり、平成 28 年 1 月から使用許可、広告掲出を行っている。

総合庁舎 (魚津・砺波) の空きスペースについては、その有効活用を図るため、平成 21 年度から借受希望者の公募により民間事業者等に貸付けを行っており、平成 27 年度には計 3 者に貸付けを行っている。

【参考 総合庁舎空きスペース貸付実績】

区分	貸付面積	貸付期間	貸付先	貸付料年額	備考
魚津総合庁舎	17.00 m ²	H26. 4. 1～H29. 3. 31	社会福祉法人	122 千円	
	53.24 m ²	H27. 4. 1～H30. 3. 31	社会福祉法人	355 千円	
砺波総合庁舎	155.38 m ²	H27. 4. 1～H30. 3. 31	社会福祉法人	1,246 千円	H21 年度から貸付※
合計				1,723 千円	

※貸付期間 (3年間) の満了毎に公募を行ったうえで貸付決定している。

④ 高志の国文学館駐車場の休館日有効活用

県教育文化会館においてホール事業等を行う場合に駐車場が不足することから、その解消を図るため、高志の国文学館休館日にその駐車場の臨時利用を平成28年度より試行的に実施し、その効果や運用方法を検証する。

⑤ 企業局住吉町職員住宅跡地の活用

老朽化や入居率の減少により平成27年11月末をもって廃止した住吉町職員住宅については、安全確保のため速やかに解体するとともに、跡地の貸付・売却等の有効活用について検討を進める。

(6) 債権管理の適正化

税外未収金については、債権の種類や性質が多様多様であるため、平成27年度において未収金対策に関する標準的な対応についてまとめた「債権管理適正化の手引き」を作成した。本手引きを庁内で共有することにより、県が有する各債権における管理の適正化を図り、税外未収金の縮減に向けた取組みを進めるとともに、その取組状況について毎年フォローアップする。

(7) 統一的な基準による公会計の整備

公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営への活用の充実が期待できるため、その整備を推進していくことは重要である。

平成27年1月には、国から全ての地方公共団体に対して、既存の決算統計データを活用した簡便な作成方式ではなく、統一的な基準による財務書類等について平成29年度までに作成するよう要請があったところであり、本県でも平成28年度決算からの導入に向け、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備を進めているところである。

今後、財務書類等の作成に必要なシステム整備を図るとともに、財務書類等の活用方法について検討していく。

IV 公の施設等の管理運営の見直し

1 基本的な考え方

公の施設については、引き続き、指定管理者制度を活用した利便性の向上、施設の廃止の検討、規模・機能等の見直しなどに取り組む。

2 平成28年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 指定管理者制度導入施設においては、引き続き、民間事業者のノウハウを活用し、県民サービスの向上や経費の節減を図っていく
(平成28年4月現在：60施設、管理経費の節減：制度導入前に比べ約18.8億円の節減)
客観性・中立性を確保した評価を行い、施設運営の改善及び県民サービスのさらなる向上を図るため、平成27年度から外部有識者等による第三者評価を実施
- 2 県立中央病院は、平成28年夏頃のオープンを目指し、先端医療棟を整備
- 3 新たな首都圏情報発信拠点は、東京・日本橋において平成28年5月末頃に開設し、本県への誘客・移住、販路開拓等へつなげる
- 4 文化施設は、平成28年度から利便性の向上（閉館時間の繰下げや70歳以上の高齢者の常設展観覧料等の無料化）に取り組む
- 5 県営渡船は、平成26年度からの運航見直しに伴う乗船状況等を見極めて見直し

(1) 指定管理者制度

① 指定管理者制度の活用状況

平成27年度には2施設（リハビリテーション病院・こども支援センター、伏木富山港新湊地区多目的国際ターミナル）において、指定管理者の選定を行った。

指定管理者制度導入施設は、平成28年4月1日現在で60施設であり、平成28年度の管理経費は、制度導入前の予算額と比較して、全体で約18.8億円の節減となる。

② 第三者評価の実施

客観性・中立性を確保した評価を行い、施設運営の改善及び県民サービスのさらなる向上を図るため、外部有識者等による第三者評価を平成27年度から実施している。

平成27年度の第三者評価においては、指定管理者に限られた職員数の中で利用者のニーズに応えるために工夫をしていることや、イベント等の開催を積極的に行っていることを評価する意見がある一方、利用を促すための取組みの充実を一層図ってもらいたいという意見もあった。

これらの第三者評価結果を踏まえて、具体的なサービスの提供や、課題がある場合はその解決につなげていく。

なお、第三者評価の結果については、順次、県ホームページで公表する。

<主なポイント>

- ・指定期間が5年の施設を対象に、中間年である3年目に実施する。
- ・評価にあたっては、外部有識者で構成する（県職員は委員から除く）指定管理者評価委員会を設置する。
- ・総合評価（S、A、B、Cの4段階）を実施し、その結果を県HPで公表する。
- ・評価結果は、次期選定時の審査で加点又は減点対象とはしないが、指定管理候補者選定委員会において、客観的な結果として参考提示する。
- ・管理状況に課題がある場合には、必要に応じて、随時第三者評価を実施できる。

③ 指定管理者制度導入施設における県民サービス向上のための新たな取組み

ア サービス内容の充実

- ・「立山博物館」において、施設案内誘導看板の増設や施設の段差の解消等を行う。
- ・「リハビリテーション病院・子ども支援センター」において、理学療法士等を増員し、訓練時間を増加させるほか、ロボット等を活用した先進的なリハビリ医療を提供する。
- ・「県庁前公園」において、LED照明による花時計周りの装飾を充実する。
- ・「立山荘」において、クレジットカードでの決済を導入する。

イ イベントの開催等

- ・「広域消防防災センター」において、四季防災館来館者15万人達成記念セレモニーを実施する。
- ・「県民公園自然博物館」において、小学生やジュニアナチュラルスト向け環境教育のプログラムを開発する。
- ・「中央植物園」において、特別展「島の恵みー亜熱帯地域の植物資源の活用ー」を夏と冬に実施し、亜熱帯気候の沖縄で食物や工芸品等に利用されている植物を紹介する。
- ・「海王丸パーク」、「富岩運河環水公園」等において、富山マラソン2016の開催を支援し、円滑な大会の運営に協力する。

④ 平成28年度の予定

平成28年度末をもって指定期間が満了する立山山麓家族旅行村等9施設について、指定管理者を公募する予定。

(2) リハビリテーション病院・こども支援センターの開設

指定管理者制度で運営する「高志リハビリテーション病院」及び「高志通園センター」と、県が直接運営する「高志学園」の3施設を再編・統合した「リハビリテーション病院・こども支援センター」を平成28年1月に開設し、一体的に指定管理者制度を導入した。

これにより、医師、看護師、理学療法士、保育士など、多くの職種が連携し、小児から高齢者まですべてのライフステージに応じた効果的なチーム医療の提供や高度専門的で集中的・効果的なリハビリ医療（365日のリハビリ訓練の実施）の提供が可能となった。

(3) 県立中央病院先端医療棟の整備

県立中央病院については、本県の三次医療を担う中核病院として、今後さらに国内最高水準、最先端の総合的ながん医療等を提供するため、平成28年夏頃のオープンを目指し、先端医療棟の整備を進めている。また、病院外来駐車場の不正駐車排除・混雑緩和のため、平成28年1月より、ゲート管理（有料化）を実施しており、引き続き病院利用者の利便性向上に努める。

(4) 新たな首都圏情報発信拠点の開設

東京・日本橋に平成28年5月末頃に開設する新たな首都圏情報発信拠点において、富山の日常の「上質なライフスタイル」の提供をコンセプトとして、富山の食や伝統工芸品を販売する「物販」、直送仕入を中心とした本物の富山の味を提供する「飲食」のほか、「観光・定住・UIJ ターン情報の提供」、「交流・イベント」、「ビジネス支援」の機能を設け、本県への誘客・移住、販路開拓等へつなげる。

(5) 文化施設の利便性の向上

① 閉館時間の繰下げ

県民サービスの向上を図るため、平成28年4月から県立の美術館、博物館等のうち、近代美術館、水墨美術館、高志の国文学館、内山邸、金岡邸の閉館時間を繰り下げる。

富山市中心部の施設を対象

・近代美術館、水墨美術館、高志の国文学館	17:00 → 18:00
・内山邸、金岡邸	16:00 → 17:00
※内山邸、金岡邸は、併せて、閉館時間を繰り下げ（9:00 → 9:30）	

② 常設展観覧料等の高齢者無料化

高齢者の文化に親しむ機会の確保や外出機会の増加を図り、生きがいつくり、健康づくりに資するため、平成28年4月から県立の美術館、博物館等において、70歳以上の高齢者の常設展観覧料等を無料とする。

対象施設：近代美術館、水墨美術館、立山博物館、高志の国文学館、内山邸、金岡邸、立山カルデラ砂防博物館、中央植物園

※平成17年4月から美術館等における児童生徒の観覧料を無料化した施設と同一（平成24年7月開館の高志の国文学館を追加）

(6) (一財) 富山産業展示館の機能充実

(一財) 富山産業展示館については、ビジネスユースに重点を置き、展示会と会議等の複合催事の開催に対応可能な多機能型展示場を整備することとしている。現展示場と合わせ展示面積を2倍以上に拡充するとともに、現展示場と新展示場の一体的な運用を図り、平成29年度後半の供用開始を目指す。

(7) 富岩水上ラインの運航時間の延長

富山県運河管理条例を平成27年9月議会において改正し、中島閘門の通航時間を延長することにより、富岩水上ラインでのナイトクルーズ等の多様なニーズに対応する。

(8) 県営渡船の運営見直し

新湊大橋開通に伴い、平成26年度から高齢者等や朝夕の通学・通勤者の利用に配慮しつつ、朝及び夜などの渡船運航の見直し及び夜間の渡船代行車両の拡充を実施している。

今後は、渡船の乗船状況及び渡船の老朽化の状況等を見極めながら地元等と継続的に協議を行い、富山県行政改革委員会の平成22年度報告に沿った取組みを進めていく。

【参考 富山県行政改革委員会 平成22年度報告】

新湊大橋が完成し現在の渡船の代替交通手段が確保されれば、渡船を廃止する方向で、市や地元関係者と協議する。

(9) 引船業務の見直し

伏木富山港に入港する貨物船等の大型化に備えて、県で保有する引船の老朽化対策等も含めた引船業務のあり方について引き続き検討するとともに、富山県行政改革委員会の平成22年度報告に沿った取組みを進めていく。

【参考 富山県行政改革委員会 平成22年度報告】

引船業務の民間による運営を目指し、早急に条件整備を図る。

(10) 保育専門学院の跡地利用

平成28年3月に廃止する保育専門学院については、高岡市とも協議し、跡地の有効活用について検討を進める。

V 県民協働、公民連携の推進

1 基本的な考え方

人口減少と少子高齢化の進展に加え、依然として厳しい財政環境が続く中、限られた人員と財源で公共サービスを維持しながら経費を減少していくことが求められている。多様化する県民ニーズに対応した公共サービスを効率的、効果的に提供していくためには、国、県、市町村、住民などの役割分担を見直すとともに、ボランティア、NPO、企業等の多様な担い手による公共サービスの提供も必要となっている。

自治体の構成員である県民は、公共サービスの受け手であると同時に、場合によっては公共サービスの供給主体となるなど、公共サービスの提供に具体的に関わっていくことが望まれる。

このため、ボランティア、NPO等との協働事業の実施や民間委託の拡大など、県民協働、公民連携をより一層推進していく。

また、市町村間の水平補完では対応できず県による垂直補完が必要となる地域や分野において、どのような形での公共サービスの提供が可能なのか、住民自身が一定程度公共的な仕事を担うコミュニティビジネスとして成り立たせるにはどのような仕組みが必要か、そのうえで県の果たすべき役割は何か、などの視点で検討を進めていく。

2 平成28年度の主な実施内容

<主なポイント>

- 1 多様な担い手による公共サービス提供のための協働事業の推進
- 2 人口減少の進展、ライフスタイルや価値観の多様化への対応、ボランティア、NPO等の自立を含めた育成支援
- 3 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みの推進

(1) 県民協働の推進

※ 県民協働：住民、企業と行政が協力して互いの利点・特性を活かし、質の高いサービスを効率的に提供

① ボランティア、NPO、企業等との協働

地域ニーズにきめ細かく対応できるNPO等の特徴を活かし、これまで、まちづくり、文化、福祉など様々な分野での協働、支援を行ってきたところである。特に、平成27年度においては、新幹線開業を契機とした地域の活性化・賑わいづくり、都市部の学生・若者等の受入れによる農山漁村地域の活性化などの協働事業を推進した。さらに、企業との協働も積極的に推進するため、NPOや企業のニーズを把握しながら、マッチングにも取り組んだ。

平成28年度においては、とやまの未来を創生し、地域活性化を図る民間の知恵を活かした取組みに対して支援するなど、引き続き協働事業を推進する。

<NPO、企業等との協働の取組み例>

○富山県道路愛護ボランティア制度

- ・団体又は個人を道路愛護ボランティアとして登録し、県管理道路の清掃、美化、緑化などを推進

○「くらしたい国、富山」創造ネットワーク事業

- ・富山県を定住や半定住の場と考えている県外在住の方々に対し、富山での農業体験、趣味体験、社会活動体験などの諸活動を通じて実際に富山での生活体験をしてもらう等、定住・半定住のきっかけを提供

○NPOと企業との協働推進事業

- ・NPOと企業がそれぞれの得意分野を活かし協働して実施する地域貢献に繋がる取組みを支援

○富山マラソンの開催

- ・「富山マラソン2015」では、企業、自治会等からボランティアの協力を得て、スポーツの振興及び地域や世代を越えた交流を推進

② ボランティア、NPO等の育成支援、普及啓発

様々な分野でボランティアやNPO等による自主的な活動が活発に行われており、地域づくりや公共サービスの新たな担い手として期待が高まっている。

今後とも多様な主体が、県民協働を含めた視点からそれぞれの利点・特性を活かして、過疎地域や中山間地域、財政力の弱い地域などにおけるサービス提供や、県民の多様なニーズに細かく応えるサービスの提供など、人口減少の進展、ライフスタイルや価値観の多様化への取組みが実施されるよう、ボランティアやNPO等の自立を含めた育成をはじめ、適切な支援を行う。

また、ボランティア、NPO等の活動を広く紹介する機会を設け、ボランティア活動への参加やNPO等との協働の取組み、支援の必要性等を広く普及啓発する。

<ボランティア、NPO等の育成支援の取組み例>

○NPO法人設立支援、NPOマネジメントサポート事業

- ・NPO等への寄付の促進と組織運営力の向上を図る各種講座や相談会を開催し、活動基盤の強化を図るとともに、要望に応じ、税理士、公認会計士、中小企業診断士等の専門家の派遣を行う

<普及啓発の取組み例>

○富山県民ボランティア・NPO大会

- ・ボランティア、NPOの活動を広く紹介することにより、ボランティア活動への参加、NPOとの協働の取組み及び支援の必要性を啓発する

③ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みの推進

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や介護予防、生活支援、住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築する必要がある。

このため、県においても、官民で組織する「富山県地域包括ケアシステム推進会議」を設置し、機運の醸成、県民への普及・啓発を図るとともに市町村と連携し、地域の自主性や主体性に基づいて、医療・介護関係者、地域住民、ボランティアやNPO、民間事業者、行政等がそれぞれの利点、特性を活かして協働・連携した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

(2) 公民連携の推進

※ 公民連携：民間の資金や知恵、ノウハウの活用による公共サービスの提供

① 民間委託等の拡大

これまで県が実施してきた各種研修を外部委託して実施するなど、民間等のノウハウの活用による事務の効率化や経費の節減に努めている。

今後も、事務の効率化のため、職員の人件費コストや民間委託等による費用対効果も勘案しながら、新たな分野・業務への拡大を図るなど民間委託等を進めていく。

② 県民目線でのニーズの取り込み

民間事業者等の創意と工夫を反映させることにより、民間が担う分野を拡大するとともに、サービスの質の維持向上及び経費節減を図ることを目的として、平成21年度から民間提案制度を導入し、モデル事業を実施している。これまで債権回収をはじめ試験業務、秘書業務等において提案を受け、委託業務の範囲を拡大してきたところであり、平成28年度には、新たに奨学資金の未収金回収業務について、外部委託を実施する。

引き続き、担い手となる民間事業者等の創意工夫による民間提案制度を推進する。

③ 民間企業、各種団体等との協定

県産品を活用したオリジナル商品の開発・販売、観光情報の提供、災害対策など、地域の活性化と県民サービスの向上に資するため、包括協定や個別協定の締結により民間企業、各種団体等との連携に努めている。引き続き、災害時の協力体制の整備など公民連携を推進する。

④ PPP^(*)／PFI^(**)手法導入の検討

平成27年12月に開催された民間資金等活用事業推進会議（内閣府所管）において「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」が決定された。今後、国の動向を踏まえ、本県においてもPPP／PFI手法導入の検討を進める。

(*)PPP：Public Private Partnershipの略。官民パートナーシップのこと。

(**)PFI：Private Finance Initiativeの略。民間資金活用による社会資本整備のこと。

⑤ 高等教育機関等との連携

○ 富山県立大学

平成25年8月には、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（COC事業）」に、富山県立大学の『工学心』で地域とつながる『地域協働型大学』の構築が採択され、関係市町村と連携協力して、地域に役立つ技術者マインド「工学心」を持ち、地域課題を解決できる人材の育成を図っている。

○ 富山大学ほか

平成27年9月には、文部科学省の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に、富山大学が中心となって実施するプログラム「富山全域の連携が生み出す地方創生 ―未来の地域リーダー育成―」が採択された。本事業においては、県内高等教育機関や産業界、市町村等と連携協力して、雇用創出や新規学卒者の地元定着を推進することとしている。

引き続き、県と高等教育機関の連携により、教員の養成や資質向上の推進、高校での大学教員による専門性の高い授業の実施などの高大連携、高等教育機関の教員と連携したふるさと学習の推進、医師及び看護職員の県内定着促進や育成支援、医薬品産業の振興に向けた研究開発の推進、産学官共同研究の推進など、知の拠点としての機能を活かした幅広い分野における事業を推進する。